

○筑紫野市企業立地促進条例施行規則

(平成 25 年 12 月 27 日規則第 39 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号 平成 29 年 12 月 26 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市企業立地促進条例(平成 25 年筑紫野市条例第 35 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業種)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する業種は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の産業の振興に資するものであって別表に定める分野及び業種であること。
- (2) 製造業(日本標準産業分類(平成 21 年総務省告示第 175 号)における大分類 E に該当するものをいう。)
- (3) 情報通信業(日本標準産業分類における大分類 G に該当するものをいう。)
- (4) 学術・開発研究機関(日本標準産業分類における大分類 L の学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類 71 に該当するものをいう。)
- (5) その他市長が特に本市の産業の振興及び市民生活の向上に資すると認める業種

(区域)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域又は準工業地域
- (2) 都市計画法第 5 条の 2 に規定する準都市計画区域
- (3) その他市長が適当であると認める区域

(投下資本総額)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する投下資本総額の金額は、3,000 万円とする。

(新規雇用従業員の数)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する新規雇用従業員の数、5 人とする。

(指定の申請)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による申請は、事業所の操業開始日前 180 日から操業開始日までの期間内に、指定事業者指定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書

類を添えて行うものとする。ただし、市長が認めた場合は、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業概要説明書
- (2) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(事業者が個人の場合にあつては、住民票の写し)
- (3) 法人の定款又はこれに準ずるもの
- (4) 新設等に係る土地及び家屋の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 新設等に係る事業所の建築工事契約書の写し
- (6) 新設等に係る事業所の建築に係る確認済証の写し
- (7) 償却資産の購入に係る見積書又は契約書及び明細書
- (8) 市税の滞納のない証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、指定の可否を決定し、指定可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(固定資産税の課税免除申請等)

第7条 条例第3条第1号に規定する固定資産税の課税免除の支援措置を受けようとする指定事業者は、操業日の属する年度の1月31日(操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)までに固定資産税課税免除申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、市長が認めた場合は、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 指定可否決定通知書の写し
- (2) 新設等に係る土地及び家屋の登記事項証明書
- (3) 固定資産台帳(新設等に係るものに限る。)又はこれに準ずるもの
- (4) 償却資産の購入に係る契約書及び明細書
- (5) 新規雇用従業員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、固定資産税の課税免除の可否を決定し、固定資産税課税免除可否決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(雇用促進補助金の交付申請等)

第8条 条例第3条第2号に規定する雇用促進補助金の交付の支援措置を受けよう

とする指定事業者は、操業日から1年を経過した日後1月以内に雇用促進補助金交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、市長が認めた場合は、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 指定可否決定通知書の写し
- (2) 新設等に係る土地及び家屋の登記事項証明書
- (3) 固定資産台帳(新設等に係るものに限る。)又はこれに準ずるもの
- (4) 償却資産の購入に係る契約書及び明細書
- (5) 新規雇用従業員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、雇用促進補助金の交付の可否を決定し、雇用促進補助金交付可否決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第9条 条例第8条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 指定事業者が支援措置の対象となる事業所の操業を休止し、又は廃止するとき。

2 前項の規定による届出は、指定申請内容変更届(様式第7号)により届け出るものとする。

(承継の申請)

第10条 条例第9条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、指定事業者承継申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、市長が認めた場合は、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 承継した事実及び期日を証する書類
- (2) 事業内容を明らかにした事業計画書
- (3) 承継する事業者に係る市税の滞納のない証明書
- (4) 承継する事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書(事業者が個人の場合にあつては、住民票の写し)
- (5) 承継する事業者の定款又はこれに準じるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、承継の可否を決定し、指定事業者承継可否決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第11条 市長は、条例第10条の規定により支援措置の決定を取り消したときは、支援措置(固定資産税の課税免除)取消通知書(様式第10号)又は支援措置(雇用促進補助金の交付)取消通知書(様式第11号)により当該指定事業者に通ずるものとする。この場合において、当該取消しの効力は、取消しの事由が発生した時点に遡って生じるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

| 分野 | 業種 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車関連産業 | 繊維工業(外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り品製造業及びその他の繊維製品製造業を除く。) パルプ・紙・紙加工品製造業 化学工業(塩製造業を除く。) プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 技術サービス業 |
| 半導体関連産業 | 化学工業(塩製造業を除く。) 窯業・土石製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デ |

| | |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>バイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 技術サービス業</p> |
| バイオテクノロジー関連産業 | <p>食料品製造業 化学工業 窯業・土石製品製造業 業務用機械器具製造業(事務用機械器具製造業及びサービス用・娯楽用機械器具製造業を除く。) 電気機械器具製造業 その他の製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 技術サービス業</p> |
| ロボット関連産業 | <p>金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 技術サービス業</p> |
| ナノテクノロジー関連産業 | <p>食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業(外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り品製造業及びその他の繊維製品製造業を除く。) 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部分品製造業を除く。) その他の製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 技術サービス業</p> |
| コンテンツ・Ruby関連産業 | <p>印刷・同関連業 非鉄金属製造業 その他の製造業 通信業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業 学術・開発研究機関 専門サービス業 広告業 技術サービス業</p> |
| 環境・エネルギー関連産業 | <p>総合工事業 設備工事業 化学工業(塩製造業を除く。) 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部分品製造業を除く。) その他の製造業 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 業 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 技術サービス業 その他の事業サービス業 |
| 農林水産 関連産業 | 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。) 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 道路貨物運送業 倉庫業 運輸に付帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 木材・竹材卸売業 農業用機械器具卸売業 家具・建具卸売業 |
| 航空宇宙 関連産業 | 繊維工業(外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り品製造業及びその他の繊維製品製造業を除く。) パルプ・紙・紙加工品製造業 化学工業(塩製造業及び医薬品製造業を除く。) プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部分品製造業を除く。) その他の製造業 情報サービス業 映像・音声・文字情報制作業 道路貨物運送業 航空運輸業 倉庫業 運輸に付帯するサービス業 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 学術・開発研究機関 専門サービス業 広告業 技術サービス業 その他の教育，学習支援業 機械等修理業 |

様式第 1 号(第 6 条関係)

指定事業者指定申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

指定可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

固定資産税課税免除申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

固定資産税課税免除可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

雇用促進補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

雇用促進補助金交付可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

指定申請内容変更届

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

指定事業者承継申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

指定事業者承継可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

支援措置(固定資産税の課税免除)取消通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

支援措置(雇用促進補助金の交付)取消通知書

[別紙参照]